

令和5年度第2回静岡県婦人保護施設清流荘指定管理者評価委員会議事録（要旨）

日時 令和5年10月24日（火）午前10時から

場所 静岡県庁別館2階第三会議室A

出席者 下表のとおり

氏名	職名
白井 千晶	国立大学法人静岡大学人文社会科学部社会学科教授
芹澤 幸恵	公益社団法人静岡県ひとり親福祉連合会理事長
高橋真一朗	静岡県健康福祉部こども未来局長
村松 正博	静岡市葵区副区长兼福祉事務所長

*杉山明喜雄委員（公認会計士）は、当日欠席のため、書面審査の上、事前に御意見をいただいた。

申請者

氏名	職名
岡田 貞夫	社会福祉法人葵寮業務執行理事（婦人保護施設清流荘施設長）
石原 光代	社会福祉法人葵寮（婦人保護施設清流荘係長）
坂本 成郎	社会福祉法人葵寮（婦人保護施設清流荘主任）

事務局

氏名	職名
塩川 尚子	女性相談センター所長
村松 規雄	こども家庭課長
原中 博之	こども家庭課長代理
鷺巣 春人	こども家庭課ひとり親支援班長
山田 悟史	こども家庭課ひとり親支援班主事

〔議事〕次期指定管理者候補者の選定について

白井委員長の司会により議事が進められた。

- ・事務局から、次期指定管理者指定までのスケジュール、申請要項及び仕様書について説明し、本日の評価手順を確認した。
- ・その後、申請者である社会福祉法人葵寮から指定管理者指定申請書の内容について説明を行い、それに対し、次のとおり委員から質問や意見があった。

委員：根拠法令が変わることについて、実態に法律が追い付いてきたということだと理解しているが、事実上、自立支援において強化する点はあるか。

申請者：もとより売春防止法に基づく支援だけではなく、女性の自立支援を念頭に支援に取り組んできた。そのため、運営の実態が大きく変わることはない。一方で困難女性支援法に規定のある困難な問題を抱える女性に寄り添った支援を行う必要があると認識している。心理的ケアな

ど、利用者に寄り添ってきた実績をもとに、利用者の精神面の支援を重点的に取り組んでいきたい。

また、アフターフォローの観点から、これまで連携していた各福祉事務所等の関係者等に加え、それ以外の関係する団体と連携を深める取組を今まで以上に進めていきたいと考えている。

委員 : 心理的ケアを充実させていく中で、支援員に公認心理師の資格を持った者がいるが、従前から配置されていたのか。あるいは今後、有資格者を配置するという事か。

申請者 : 昨年度に職員が自発的に国家試験を受けて取得した。臨床経験が不足するため外部の心理士と連携しながら業務を行っていく。

委員 : 様々な困難を抱える利用者がある中で、外国籍の利用者に対する対応についての工夫はあるか。

申請者 : 近年外国籍の方の入所実績は無いが、当然過去にはある。入所の都度、コミュニケーションをとるために通訳を依頼している。施設規定等の書類は4カ国語で対応できるように準備をしている。

委員長 : イスラム教におけるハラールやヴィーガン、ベジタリアン等の対応についてはどのように行う予定か。これまでの風潮としてはアレルギー対応等医学的根拠がないと、その人の自由にできないという側面があったと思うが、これから多様化する中で、食の問題は強制できない部分がある。施設上の課題もある中で、どのように対応が可能か。

申請者 : まさに個別の支援が大切であると捉えている。ステップルームを活用することで、必要な調理が可能な施設となっている。食材の調達については、外出が難しい利用者は日本人でもいるため、職員が購入して支援することができる。

委員長 : 困難女性支援法の具体的施策が明らかでない中で、予算増の措置はどのようなのか。施設側として対応は可能な体制であるのか。具体的には、債務や離婚等の司法上の支援、民間との連携の観点からのNPO等との連携、他県の先進事例を参考にした先駆的な取組みなど法人としてどのくらい対応する準備があるか。

申請者 : 各専門分野の方々の関わりにより、より充実した支援ができるものと考えている。困難女性支援法施行にあたり民間との連携の観点からネットワークを作っていかなければならず、連携を取れる窓口の把握から始めて行く必要があると認識している。女性相談センターと相談しながら業務を進めていくが、より具体的な方策が必要だと感じるため、困難女性支援法における施設の役割の一つとして考えていく。

事務局 : 現行制度で、それぞれ相談窓口はあるが縦割りであるという現状に対して、困難女性支援法施行後は各窓口が連携をし包括的に行うことが求められていると考えている。基本的には民間団体も含め、今ある機能を充実させていくことを視点としていく予定である。なお、指定管

理料について、仕様書以上の業務が必要になった場合は、別途措置する必要があると認識している。

委員長：清流荘という名称が古めかしいという声も聞いている。県として名称を変更する予定はあるか。

事務局：名称を変更する予定はない。

委員：退所して生活している方で、地域生活がうまくいかず困っている方はいるか。退所者支援についての考え方を伺う。

申請者：本人の意向も踏まえながら退所者支援をしている。その中では心の寄り添い支援が大切ではないかと考えている。具体的な取組としては、役所での手続きの同行や電話による支援等、おおむね退所後1年程度の期間で行っている。

委員：施設の利用者数及び定員数は適切なのか。アンケート等の周知以外に利用を促す方策についてどのように考えているか。

申請者：平成18年度の利用状況では約20人の利用があり、そこから減ってきた。適正な人数の設定は難しいが、支援が必要な方が潜在的にいるのに利用されていないのではないかという議論はある。困難女性支援法改正の趣旨を踏まえると、今後対象者をきめ細かく拾い上げて支援をしていくことになり、当然に利用者数が増加することが見込まれる。

委員：別の施設の評議委員もしているが、当該施設でも利用者数が少ないという課題があった。時代の変遷とともに、携帯電話等の制限を嫌い施設に入らないという声や、心理ケア等がかえって負担になるという声もある。その点についてはどう考えるか。

申請者：市町への周知を図る中で、そもそも婦人保護施設の支援内容を知らないこともある。福祉事務所や婦人相談員へPRしていく。特に事例を交えた紹介をするとわかりやすいと考えているので、利用に繋がるよう周知する。

委員：R4決算について、人件費増分を事業費減で対応しているように見える。事業費は入所者の処遇に関わる重要な経費だと考える。人件費に関しても必要なものは支出すべきだが、考えを伺う。

申請者：人件費については、労働基準法に抵触しないよう宿直員の体制を増やしたことに伴い増加している。指定管理料の総額が決まっている中で、事業費を削らざるを得ない部分はある。第4期の事業費については、経営努力による事業費削減やコロナ禍における影響により減額があるが、事業は問題無く執行している。なお、第5期については、必要な事業を行える程度、上限額の増額を行う。

委員：令和5年度における苦情事例について、内容と対応を伺う。

申請者：苦情箱への投書はほとんど無いが、声なき声を聴くことの重要性から

面接やアンケートを実施している。面接での事例として、貸与品のDVDデッキについて再生機能に加え録画機能も欲しいと要望があった。対応については現在検討中である。

委員長：相談員等が婦人保護施設を「最後の砦」と認識しており、どこにも行くところがなかったり、命が危ないときではないと使えないという意識がどこかにあることを懸念している。相談員や自治体が利用を妨げているという話も聞いたことがあるが、静岡県の体制としてどうなのか伺いたい。

事務局：実際に「最後の砦」という意識はあると思われる。また、アパート転宅等の際に保証人の問題があるので親族がいるかどうかの確認をしている。しかし、親族がいることを理由として入所対象者から外すということはない。

(質疑応答後、申請者は退席し、審査に移った。)

[質疑応答を踏まえた各委員の意見]

委員：事業計画等は施設の目的や公の施設としての役割公共性を十分に理解して作られており、評価できる。特に入所者の安全管理や生活支援はこれまでのノウハウを十分に活かしていると感じる。また、サービス向上の一つである利用者アンケートの取組も、利用者の意向を尊重して改善している。

委員：心理ケア等について、精神的に大変な入所者がいることを踏まえると十分に行っている実績があると感じる。コロナ禍における施設運営で感染者を出さなかった点も評価できる。これらの点を踏まえると、第5期においても引き続き受託をお願いしたいと考える。問題点としては、入所者数が少ないことである。入所対象と思われる方自体が少ないことが原因であれば問題ないが、自身の活動をしている中で感じる実態はそうではない。しかし、当該指定管理業務における指定管理者として、長い経験を持っており、ノウハウが蓄積されている社会福祉法人葵寮以上の事業者はない。

委員：意見箱に意見が入らないことをもってそれによしとするのではなく、アンケートや面談を行い更なる意見を聴く姿勢や、法的な部分で明確に規定されていない中で心理ケアを重視して事業を行ってきた点が評価できる。現場を踏まえて意見を吸い上げており、改善策も把握していると考えられ、次期指定管理者として適任である。

委員長：長年の経験がある中でも更に改善しようとする姿勢について高く評価できる。今後期待する点としては、利用促進のための取組が支援の必要な人に届いていない可能性があるということである。利用率について地

域差がかなりある実態を踏まえ、利用の事例を広報する等、支援が必要な方に対して利用促進を図ってほしい。また、各委員からの意見を踏まえて対応することで、職員の資質の向上を高め、関係機関と連携等で施設の役割を十分に発揮してほしい。

[採点]

- ・委員4人の総合評点の合計点は79点。この点数は84点満点中の94.0%であり、基準となっている60%を大きく超えた。
- ・10点以下の委員はなし。

白井委員長から、社会福祉法人葵寮を指定管理者候補者として選定することが適当であるかについて諮ったところ、全委員から「異議なし」として了承された。